

## 各県意見交換会日程表

※新型コロナウイルス感染防止対策上、各団体1名以内の参加をお願いします

※各県90分間の予定です

日 時	県	備考
2025/1/17(金) 13時15分～ 3階 307会議室	長崎県	
2025/1/30(木) 13時30分～ 防災庁舎7階73号	宮崎県	
2024/2/6(木) 13時30分～ 県庁前社会福祉センター第3会議室	鹿児島県	
2025/2/12(水) 13時15分～ 県庁4階 政庁 会議室	佐賀県	
2025/2/14(金) 10時30分～ 新館13階136会議室	大分県	
2025/3/5(水) 14時～ 吉塚合同7階特6	福岡県	

「長崎県：R7.1.17実施」

長崎県と意見交換会  
 労務費基準担保の取組を  
 適正な工期設定等も求める  
 九州建専連

建設産業専門団体九州地区連合会（杉山秀彦会長）は17日、長崎県との意見交換会＝写真＝を県庁で開き、労務費基準の担保や適正な工期の設定および時間外労働規制への対応などを要望した。県は、講習会等を通じて関係法令の遵守を周知しているとしたほか、現場の始業・終業時間を変更するモデル工事の試行について検討の余地があるとした。



会合には建専連から杉山会長、徳永一郎副会長、横山忠則副会長に加え、県内会員らが出席した。県からは、土木部の榎村公彦技監や監理課、建築課、岩崎課の課長などが参加。また、オブザーバーとして九州地方整備局建設部建設産業課の竹山勝彦課長補佐が同席した。

杉山会長は、「昨年はわれわれ専門工事業者の地道な活動が、建設業法の改正という形で実を結んだ。建設業界は入る若者が少なくなっている現状があり、われわれも入職してもらえよう努力しなければならない。今回の改正を現実のものとするためには、行政とわれわれが認識を共有し、行動を起こすことが必要だ」と述べた。

今回、建専連が意見交換の議題としたのは「労務費の基準」の担保等や適正な工期の設定および時間外労働規制への対応や建設キャリアアップシステム（C C U S）の活用―の三つ。いずれも共通の議題で、長崎県独自のものはなかった。

労務費基準の担保等については、建設業法の改正を実効性のあるものにするための措置や、建設業者や関係者に対する低価格競争ではなく質の競争へと転換するための指導などを要望した。また、近年の最低賃金の上昇に比べて、労務費は上がっていない現状があると訴えた。

県は、関係法令の遵守などについて講習会等を通じて回っているとし、改正建設業法等を踏まえた労務費基準は国の作成状況をみながら、国や県内市町と連携して適切に対応したいとした。労務費が上がっていない状況については、スライド条項に適合する部分であれば変更協議に応じられることから、県の建設業協会との意見交換会などを通じて適切な利用を促しているとした。

適正な工期の設定および時間外労働規制への対応では、建専連は若手の入職を促すべく休日の増加等が必要であると説明。県は土木工事については災害復旧等を除き、原則週休2日となっていると説明したほか、昨年10月から月単位での4週8休にも取り組んでいるとした。また、建築についても、令和6年4月から原則全ての工事で週休2日となっており、7年4月からは月単位での4週8休を導入予定であることなどを説明した。

このほか、建専連は労働時間に関して、現場が始まる前に出社して資材を積み込んで現場に向かい、現場で仕事を終えた後、また会社に戻っていることから拘束時間が長くなっているなどの実態があることを説明。この拘束時間の緩和等を図るため、現場側の始業・終業時間を短縮するなどの変更等はできないのか―とした。県は、年に何回かモデル工事のような形で試行することには検討の余地があると返答した。

また、受注者側の都合で工事の開始が遅れた時、工期内に間に合わせるためのしわ寄せを受けることがあるとの会員からの訴えについて、県は本庁の方でも構わないので報告してくれたら適切に対応するとした。

C C U Sの活用については、入札におけるインセンティブなどについて意見を交換したほか、現場ではまだ普及していない現状があることなどについて情報を共有した。

「熊本県・技能士連合会建設部会：R7.1.30実施」

分離発注促進等を  
 県との意見交換会開催  
 熊本県技能士連専門工事業部会

【熊本】（一社）熊本県技能士連合会建設専門工事業部会（古崎正敏部会長）は30日、熊本市中央区のホテル日航熊本で熊本県との意見交換会を開催＝写真＝した。十分な工期の確保や法定福利費の別枠計上を元請け業者に指導するよう求めたほか、分離発注の促進などを要望した。



同部会は、（一社）熊本県土木工業連合会、熊友会型枠協同組合、熊本県室内装飾事業協同組合、熊本県建具木工協同組合、熊本県畳工業組合、熊本県塗装防水仕上業協同組合、（一社）日本塗装工業会熊本県支部、（一社）熊本県防水工業協会の8団体で構成。

意見交換会には、部会から古崎部会長をはじめとする幹幹らが参加。県からは土木部監理課の安田昌史課長らが出席した。

冒頭、古崎部会長は「技能工の引退による労働力の低下に加え、資材などのコスト増加も重くのしかかっている。認識を共有しながら、建設業界がさらに発展するように知恵を出し合っていきたい。未来に向けた素晴らしい意見交換会となることを祈念する」とあいさつ。

また安田課長は「地域を守り未来をつくる上で、建設業は重要な基幹産業だ。喫緊の課題である人材不足について働き方改革などに取り組んでいるが、行政の力だけでは実現は難しい。皆さんと一緒に前に進んでいきたい」と述べた。

意見交換会は冒頭のみ公開で実施。要望書では、十分な工期の確保や法定福利費の別枠計上を元請け業者に指導するよう要望した。また元請け業者だけでなく1次・2次下請け業者についても県内発注とするよう指導を求めた。

キャリアアップシステムについては、元請け業者への周知と理解を図るとともに、導入費用の計上などが必要であるとされた。働き方改革や週休2日制の導入については、元請け・下請け双方に理解を広め、無理な工期とならないよう指導することを要望した。

その他、若年技士の育成や資格取得への助成、分離発注の促進、建設資材や原材料の高騰対策などを要望。構成団体の個別の要望では、足場工事の分離発注や安全書類の統一化、技能実習生の学科試験の多言語対応、化学物質の取り扱いについての周知などを要望した。

また同日に熊本市との意見交換会も実施。分離発注の促進や外国人技能労働者の定着への協力などを要望し、意見を交わした。

## 「宮崎県：R7.1.30実施」

### 標準労務費 実効性確保求める

宮崎県と意見交換会開く

### 担い手確保へ連携強化

九州建専連

建設産業専門団体九州地区連合会（杉山秀彦会長）は30日、宮崎県との意見交換会＝写真＝を開き、改正建設業法に基づく「労務費の基準」の実効性を確保するための体制整備や、県内市町村および民間発注者への働き掛けを求めた。県は、国の動向を注視し、今後作成される基準の遵守を求めていくとしたほか、市町村や民間発注者にも法改正の趣旨を周知すると説明。適正な工期設定、CCUSの普及についても意見を交わした。

杉山会長は冒頭あいさつの中で、「建設業法改正の目玉は、業種別の標準労務費だ。労務費が確実に実行に行き渡ることが働き方改革には必要で、建設業への入職者を呼び戻すことにつながる」と述べた。宮崎県土木整備部管理課の瀬藤伸弘課長補佐は、「皆さんの実情を聞く貴重な機会。より魅力ある建設業にできるよう、一緒に働き方改革や生産性向上を進めていきたい」とした。

九州建専連は、建設業法の改正により、中央建設業審議会が労務費の基準（標準労務費）を作成・勧告し、著しく低い労務費等による見積書の作成や変更依頼を禁止することについて、「専門工事業にとって非常にありがたい」とした。また、制度を実効性あるものにするため、県に対して公共工事、民間工事で労務費の基準が確実に担保されるよう措置することや、国土交通省の建設Gメンのように強固なチェック体制を整えることを要望。県内市町村や民間発注者への働き掛けも求めた。

宮崎県は労務費の基準について、今後中建審での議論を経て作成されれば、遵守を求めていくと説明。具体的な内容は国の動向を見ながら検討するとした。また、民間発注者や県内市町村に対して、法改正の趣旨や労務費の基準について周知していく意向を示した。

九州建専連は、専門工事業の担い手確保に向け、週休2日の実現と適正な工期設定も要望した。県は、「担い手確保は喫緊の課題。労働環境と処遇の改善をやっていかねばならない」として、週休2日工事の実施状況等を説明した。土木上位ランク工事では取り組みが進んでいるが、下位ランク工事や市町村発注工事での普及が遅れている現状があるため、出先事務所等から市町村への直接的な働き掛けなどを進めている。

また、適正工期については、7年度から猛暑日を含めた工期設定を実施するほか、ゼロ県債や余裕期間制度の活用を充実するとした。余裕期間制度は、7年度からフレックス方式も取り入れる。

建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用についても議論した。県は、CCUS活用工事に取り組んでいるものの、昨年度は1割程度の現場でしか実績がなかったとして、業界と協力して普及促進に取り組む必要があるとした。このほか、宮崎県防水工事業協同組合は、防水工事の一般競争入札参加資格を専門工事業者のみとすることなどを要望。県は、公平性確保の観点から難しいと応じた。

県防災庁舎で実施した意見交換会には、九州建専連から杉山会長、横山忠則副会長、宮崎県内会員団体の代表らが出席。県からは土木整備部の幹部職員が参加した。横山副会長は閉会に際して、「専門工事業は厳しい状態にある。持続可能な建設業の実現に向けた尽力をお願いしたい」とコメントした。



## 「鹿児島県：R7.2.6実施」

### 労務費基準担保の取組みを

九州建専連 鹿児島県と意見交換会

### 適正工期設定等も要望

建設産業専門団体九州地区連合会（杉山秀彦会長）は6日、鹿児島県との意見交換会を鹿児島市で行った＝写真＝。建専連は改正建設業法に基づく「労務費の基準」の実効性確保への取り組みや適正な工期の設定および時間外労働規制への対応を求めた。県は労務費に関して法令遵守の徹底について業者に対し指導助言を行っているとの説明。建設キャリアアップシステムの活用についても議論した。

鹿児島県社会福祉センターで開かれた意見交換会には、九州建専連から杉山会長とともに鹿児島県内の各専門工事業団体の代表者らが出席。鹿児島県からは、土木部の監理課や建築課宮崎室の幹部職員らが出席した。

冒頭、杉山会長と鹿児島県の徳渡祐宏宮崎室長があいさつ。杉山会長は「昨年の建設業法改正は建設専門工事業者の長年にわたる地道な活動の結果が実を結んだものと大変うれしく思っている。改正の大きな目玉は中央建設業審議会から示される業種別の労務費の基準だ。労務費の確実に行き渡りは企業の利益が確保されるとともに、建設業への入職を促すものだと期待している。行政と業界が認識を共有し、有意義な意見交換にしたい」と話した。

徳渡室長は「県では建設業における働き方改革や生産性の向上を一層推進するため、適切な工期の確保や週休2日工事、情報共有システム等の活用などの取り組みを積極的に推進している。きょうは専門工事業者と直接話し合える貴重な機会であり、建設業界の振興や良好な県有建築物の整備に寄与するものと考えている」と語った。

今年度の意見交換会の議題はマ労務費の基準の担保等マ適正な工期の設定および時間外労働規制への対応マ建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用—の三つ。

建専連は労務費の基準の担保等について、中央建設業審議会が労務費の基準（標準労務費）を作成・勧告し、著しく低い労務費等による見積書の作成や変更依頼を禁止することを説明。県に対し制度を実効性あるものにするため、労務費の基準が確実に担保されるよう求めた。

これに対し県は「県では、各種研修会等を通じ元請け下請け間の適正な取引について周知してきた。また、必要に応じて立ち入り検査を実施して法令遵守の徹底について業者に対し指導助言も行っている」と説明。現在、中央建設業審議会でも検討されている労務費の基準については勧告後、実効性を確保するための取り組みを進めていきたいとした。

適正な工期の設定や時間外労働規制への対応について建専連は、他産業と比較して働きやすく魅力的な勤務環境づくりのためにも重要だと指摘。県における建設業の労働時間抑制への取り組みおよび県内各市町村への指導状況について説明を求めた。県は「工事従事者の休日、施工への準備期間、天候や地域の実情等を考慮し工期を設定している。週休2日工事については土木では指定型で実施しているほか、建築では週休2日を達成した場合に経費の増額変更を行っている」と回答した。市町村への指導については、これまで各種会議や講習会で働き方改革に関する取り組みを進めているが、さらなる意識向上に向けて、市町村への指導を行っていく考えを示した。

建専連はCCUSについて、システムに登録してもメリットが見えないため、登録の更新をしない事業者が増え始めていると報告。「CCUSの浸透には参加型ではなく強制型で進めていくのも一つの考え方と思う」と、発注者側の強い指導力を求めた。



## 「佐賀県：R7.2.12実施」

### 労務費の確実な行き渡りを

九州建専連 佐賀県と意見交換会

### 適正工期設定なども求める

建設産業専門団体九州地区連合会（杉山秀彦会長）は12日、佐賀県との意見交換会＝写真＝を県庁で開き、改正建設業法に基づく労務費の確実な行き渡りや、適正な工期の設定および時間外労働規制への対応を求めた。県は労務費基準の作成状況を見ながら対応していくことや、統一閉所日などの取り組みを進めていることを説明した。

会合には九州建専連から杉山会長、徳永一郎副会長、横山忠則副会長に加え、県内の各専門工事団体の代表者が出席した。県からは、建設・技術課の川崎文仁課長や、建設住宅施設整備室の徳永新一副室長などが参加。また、オブザーバーとして九州地方整備局建設部建設産業課の國府田直昭課長が同席した。

冒頭、杉山会長は昨年の建設業法改正に触れ、「労務費の確実な行き渡りは働き方改革に不可欠であり、建設業への入職者を呼び戻すきっかけともなる。今回の法改正を実効性のあるものにするためには、行政と業界関係者が認識を共有し、共に行動を起こすことが必要だ」と述べた。

今回の会合では、主に「労務費の基準」の担保等と、適正な工期の設定および時間外労働規制への対応について意見を交換した。労務費基準については、建設業法等の改正を実効性のあるものにするために、公共工事のみならず民間工事も労務費が担保されるような措置、低価格競争から質の競争へ変えるための指導、これらの取り組みに関する県内市町および関係団体への指導などを求めた。

県は、労務費については中央建設業審議会の基準作成状況を見ながら適切に対応していくと回答。市町などにも関連する文書を定期的に通知しているほか、建設業者に対する説明会なども開いており、元請け下請けの適正な関係の啓発をしているとした。また、労務費基準が作成された場合は、この取り組みの中で説明を行っていきたいとの考えを示した。

このほか、建専連からは労務単価が上がっても、専門工事業に回ってきた時に追いついていないという現状や、構造別で単価が違うはずなのに反映されていないケースも見られるなどの実態が訴えられた。県は、「政策提案でも労務単価を上げるように国に要望している。手間と労務費の乖離が発生しないようにしていきたい」と語った。

適正な工期の設定および時間外労働規制への対応について、県は休日に関しては令和2年度から現場の統一閉所に取り組んでおり、毎年度閉所日を拡大している。年度が閉所を実施していることなどを説明。発注においても、週休2日を前提にした予定価格や工期を設定しているとした。

また、職種の職種は予定通りに工事が進みにくく人手も少ないので、早期の発注や平準化などを推進して対応する余裕を持たせてほしいなどの意見があった。また、週休2日の現場で、天候不順により平日に作業ができなかった場合などに柔軟な対応してもらえれば、との訴えもあった。

このほか、CCUSの推進状況などについても情報共有。建専連からの出前講座などで子供たちにアピールする場を与えてほしいとの要望に対しては、「子供や工業高校生に対する現場体験や出前講座は現在実施している。専門工事業ともやっていけるか、相談して対応していきたい」と述べた。



## 「大分県：R7.2.14実施」

### 労務費行き渡りなど認識共有

九州建専連 大分県と意見交換会

### 適正工期設定も要望

【大分】建設産業専門団体九州地区連合会（杉山秀彦会長）は14日、大分県庁新館で大分県との意見交換会を開催＝写真＝し、改正建設業法に基づく労務費の行き渡りや適正な工期設定などを求めた。県は、労務費の行き渡りについて技能労働者の処遇改善が重要との認識を示した。

建専連からは、杉山会長や徳永一郎副会長、横山忠則副会長、構成団体の代表らが出席。大分県からは建設政策課の小野克也参事兼課長や土木建築企画課の渡辺郁夫主幹、公共工事入札管理室の北野篤隆室長、施設整備課の平清朗参事をはじめとする担当者が出席した。また、九州地方整備局の熊本貞賢建設部建設産業適正取引推進官がオブザーバーとして参加した。

杉山会長は「昨年の建設業法等改正で、中央建設業審議会が示す業種別労務費の基準に関する規定が新たに設けられた。労務費の確実な行き渡りは、建設業への入職者を促すと期待している。今回の法改正を実効性のあるものにするためにも認識を共有し、共に行動することが重要だ」とあいさつ。

小野参事監は「建設産業は少子高齢化による担い手不足や労働環境などさまざまな課題があることは認識している。一つ一つ課題を解決するためにも忌憚のない意見をお願いします」と述べた。

意見交換会では、▽労務費の基準の担保等▽適正な工期の設定および時間外労働規制への対応▽建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用—の3項目について意見を交わした。

建専連が、建設業法等の改正で、中央建設業審議会が技能労働者の賃金の原資となる労務費の基準を作成および動し、著しく低い労務費等による見積書の作成や変更依頼が禁止となったことから、労務費の基準が確実に担保されるよう要望。

県は、技能労働者の処遇改善は非常に重要だと認識を示し、元請けには研修などの機会を通じて、著しく低い請負代金は不良工事や労働災害の発生につながる可能性があることから建設業法違反となることを伝えていると答えた。

適正な工期の設定および時間外労働規制については、建専連が依然として全産業平均と比較して年間労働時間と出勤日数が長い状況にあるとし、適正な工期の設定などを求めた。

県は、働き方改革の一環として、今年度の10月から災害復旧工事も適正な工期が確保される場合に週休2日制の導入を開始したほか、営繕工事では来年度から気象庁が示す暑さ指数を踏まえて工期を延長して発注するよう準備を進めていると答えた。



## 「福岡県：R7.3.5実施」

### 福岡県と意見交換

労務費の基準担保を

専門業者へ分離発注推進も

九州建専連

建設産業専門団体九州地区連合会（杉山秀修会長）は5日、福岡市の吉塚合同庁舎で福岡県との意見交換会を開催＝写真＝し、労務費の基準が確実に担保されることや、適切な変更契約などを求めた。県は工事契約を締結する際に専門工事業者との取引の適正化や適切な水準での資金支払いについて指導をしていると説明、適切な資金支払いや資金の行き渡りに引き続き取り組んでいく考えを示した。また、建専連は専門業者育成の観点から専門業者への分離発注を推進することを県に求めた。

意見交換会には、建専連から杉山会長や徳永一朗副会長、横山忠剛副会長らが出席。県からは建設都市部賞給設備課の野口秀昭課長や県土整備部県土整備企画課技術調査室の山崎淳一郎企画主幹らが参加した。また、九州地方整備局建設部建設産業課の國府田直昭課長がオブザーバーとして出席した。

冒頭、杉山会長と野口課長があいさつ。杉山会長は「専門工事業者の長年にわたる地道な活動が、昨年の建設業法改正という形で表れ大変うれしく思っている。労務費の確実な行き渡りは企業の利益が確保されるとともに、建設業への入職を促すものだと期待できる。改正が実効性のあるものにするためにも、行政と業界が協働を共有し、有意義な意見交換にしたい」とあいさつした。

野口課長は「昨年、いわゆる担い手三法が改正され、これまで以上に官民一体となって担い手確保、建設工事従事者の安全や健康に関する意識の向上、処遇の改善等を図っていききたい。魅力ある建設業界の構築に向けたさらなる取り組みを期待しており、意見交換を通じて、県の今後の取り組みの参考としたい」と語った。

今年度の課題は▽労務費の基準の担保等▽適正な工期の設定および時間外労働規制への対応▽建設キャリアアップシステム（C U S）の活用▽地元中小建設業の受注拡大と専門業者育成▽現場作業時間の改善。

建専連は労務費の基準の担保等について、中央建設業審議会が労務費の基準（標準労務費）を作成・勧告し、著しく低い労務費等による見積書の作成や変更依頼を禁止することを説明。県に対し制度を実効性あるものにするため、労務費の基準が確実に担保されることや、適切な変更契約について指導を求めた。

これに対し県は「工事請負契約を締結する際に専門工事業者との取引の適正化や労働者への適切な水準での資金支払いについて指導をしている。また、令和4年10月から労働関係法令の遵守および最低賃金額以上の資金支払いを強く求めることを特記事項として工事請負契約書に追加しており、今後も適切な資金支払いや資金の行き渡りに取り組んでいきたい」と説明した。

専門業者育成について建専連は、土木・建設工事において可能なものは専門業者へ分離発注を推進することを求めたほか、分離発注が行われていない塗装、防水などの工事について、実態の把握を促した。

県の県土整備部は「工事種類に応じた適切な業者選定を行っている。知事も2月議会において分離発注は地場中小企業の健全な経営に大きく資するものであると答弁を行った」と応じた。建設都市部は「建築、賞給設備、機械設備、解体などは工事内容に応じて分離発注に努めている。塗装、防水工事については現在、調査研究を行っているところだ」と回答した。

建専連は、他業種と比較して働きやすく魅力的な勤務環境づくりのためにも適正な工期の設定や時間外労働規制への対応が急務だと指摘。県における建設業の労働時間抑制への取り組みおよび県内各市町村への指導状況について説明を求めた。

県の建設都市部は「4年度からは原則として週休2日促進工事としており、5年度に発注した全ての工事において週休2日を達成している」と述べ、取り組みを通じて民間工事まで適正な工期設定に対する意識の向上に寄与したいとした。県土整備部は「週休2日の達成を前提として積算し発注しており、実施率の向上に努めている。今年度からは質の向上に向けて月単位の週休2日の実現に向けた取り組みを進めている」と回答した。

県は市町村への指導において、週休2日工事導入への働き掛けを行うとともに、九州ブロック発注者協議会福岡県支部の研修において建設現場における働き方改善の必要性や県の取り組みについて情報提供を行っていることを紹介した。

このほか県は建設キャリアアップシステムの活用について周知を行っているほか、活用が進んでいる他県の状況を注視していく考えを示した。

